

令和 3 年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第 1 回相談支援専門部会 要点記録

【日時】 令和 3 年 7 月 16 日（金） 14 時から 16 時まで Zoomオンライン開催

【出席者】

志村 健一 委員、樋口 勝 委員（部会長）、金子 宏之委員（副部会長）、
阿部 智子 委員、今井 惇也 委員、榎本 涼子 委員、佐藤 澄子 委員、関根 義雄 委員、
高田 俊太郎 委員、高谷 通代 委員、田中 弘治 委員、向井 崇 委員、山形 奈緒子 委員、
岩城 衆子 委員、小谷野 恵美 委員、佐藤 祐司 委員

【欠席者】

安部 優 委員、本加 美智代 委員、荒井 早紀 委員、渋谷 尚希 委員

【事務局】

菊池 景子、北原 隆行、關 亮太、田平 政彦

【開会前に事務局からの連絡】

- ・ 今任期の事務局員の紹介
- ・ 傍聴及び会議内容の公開について確認
- ・ 記録作成のため会議内容の録音許可について
- ・ 事前配布資料の確認
- ・ 出欠確認

【会議次第】

1. 開会挨拶

○文京区障害者自立支援協議会 副会長 志村健一氏より

2. 委員自己紹介 【資料第 1 号参照】

3. 部会長及び副部会長の互選【資料第 2 号参照】

- 事務局より部会長・副部会長の選任方法について説明
- ・要綱第 7 条 5 項により、部会長は立候補で樋口委員に決定
- ・要綱第 7 条第 9 項により、副部会長は金子委員に決定

4. 議題

(1) 令和 3 年度自立支援協議会について

【資料第 3 号－ 1 ～ 4 参照】

○事務局より【資料第3号-1~4】の説明

・【資料第3号-2】

令和元年度より、地域生活支援専門部会が立ち上がり、現在は5部会存在する。

相談支援専門部会には定例会議、指定特定相談支援事業所連絡会、障害児ネットワークといった下部組織が存在する。部会では地域課題の報告を受け、望ましい相談支援体制の仕組みや地域生活を支える仕組みについて検討する役割を担っている。

・【資料第3号-3・4】

令和3年度障害者地域自立支援協議会スケジュールについて。相談支援専門部会について、7月と11月翌年2月、全3回の開催を予定。

(2) 令和3年度自立支援協議会における検討事項について 【資料第4号参照】

○事務局より【資料第4号】の説明

- ・平成31年度は、次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討。令和2年度は、指定特定相談支援事業所連絡会の聞き取り調査報告とコロナ禍での相談支援の意見交換を行った。今年度は「障害児から成人への切れ目のない支援を含む相談支援体制の強化について検討する」ことを前提に協議していく。

(3) 令和2年度文京区障害者基幹相談支援センター実績報告 【資料第5号参照】

○事務局より【資料第5号】の説明

○質疑応答

- ・(5) 相談内容にかかる障害種別について。精神障害者の相談が多いと説明があったが、テキストボックスの説明文が最後切れてしまっている。記載内容の確認をお願いしたい。
⇒精神障害分類を細分化して、どのような障害のある方がどの程度の割合でいるのかを精査していき、分析することが必要であるということを記載させて頂いていた。
- ・(6) 年代別相談件数について。18歳~65歳未満という項目があるが、比較する年代の幅が広く思える。
⇒もう少し細かく年代を区切り、調査していく必要があるかもしれない。調査年代については、基幹相談支援事業所内で検討する。

(4) 平成30年度~令和2年度 障害者(児)計画の評価について【資料第6号-1~2参照】

○事務局より、今回の評価をどのように取り扱うか【資料第6号-1】の説明

- ・文京区障害者・児計画は区における障害福祉施策を計画的に進めるための指針となるものであり、3か年の計画期間となっている。現行の計画は令和3年度~5年度までの内容で、ハートフルプランで示されている通り。来年度は次期計画を策定する為、文京区障害者(児)実態調査を実施する年度となっている。文京区障害者・児計画及び文京区障害者(児)実態調査の実施については、文京区地域福祉推進協議会を中心に検討していく。今年度は、第1回の相談支援専門部会にて、平成30年度~令和2年度までの文京区障害者・児計画の評価を協議する。部会で出された意見を集約し、文京区地域福祉推進協議会

へ報告する流れとなる。こうしたことから、文京区障害者地域自立支援協議会と文京区障害者・児計画とは連動している体制である。今回の事業評価が、次期障害者・児計画の作成における重要な意見となることをご理解頂きたい。

○部会長より資料の説明

主に3つの項目に絞り検討していきたい。①計画相談・相談支援について、②居住支援について、③地域移行についてを中心に協議をしていく。

① 計画相談・相談支援について

○部会長

【資料第6号-2】1ページを参照。計画相談支援の計画作成者数は年々上昇し、令和2年度は729人の実績となり、概ね達成できている。【資料第6号-2】2ページを参照。障害児相談支援は計画作成者数・作成割合は伸び悩み、3年間での目標達成は難しい状況であった。【資料第6号-2】3ページを参照。(4)相談支援を利用している方の回答は、「地域相談支援」、「計画相談支援」とともに「不満(やや不満を含む)」の方が「満足(やや満足を含む)」よりも少ない。すべての人ではないが、多くの相談支援を利用されている方にサービスがあってよかったと思ってもらえている。

◆委員

【資料第6号-2】1ページを参照。令和元年度の「次年度における取組等」における「区内及び近隣区等の相談支援事業所と連携を図っていく。」について、区内相談支援事業所との連携は実践しているというイメージが持てる。しかし、近隣区等の相談支援事業所については、令和2年度の「成果・評価」での具体的な記述がない。どのような連携を図っているのか。

◆委員

近隣区とは、隣接する台東区や豊島区などの文京区に隣接する区で、区内の計画相談支援事業所数が増えていない現状から、近隣区の計画相談支援事業所による計画作成が増えることが考えられる。その為、区内相談支援事業所のみでの連携ではなく、近隣区の相談支援事業所との連携を図っていく必要がある。

◆委員

区境に近い地区に暮らしている場合、居住は文京区であるが、計画相談支援事業所は隣接する他区となることはある。その計画相談支援事業所それぞれとの連携を行うという意味合いではないかと考えられる。

○部会長

区内の計画相談支援事業所が増えていない現状の中で、前述の通り計画作成数は3年間で増えている。これについては相談支援専門員各自の努力でカバーしているところもあると思う。

◆委員

最近の相談支援の動向を見ると、親の高齢化のみならず、子である本人も介護保険サービス対象の65歳を迎え、介護保険サービスが適用されることも増えてきている。障害福祉サービスを利用していた人が介護保険サービス適用の年齢となり、これまで自由な外出支援として移動支援などを利用してきた人が、介護保険サービスとなると送迎付きのデイサービスに切り替わるなど、今までと異なる環境へ変化していくことになる。相談支援も相談支援専門員の計画相談からケアマネージャーによるケアプランに切り替わると、サービスの内容や質なども変わっ

てくる。また、介護保険サービスへの切り替わりに際しては、サービスが変わる為、相談支援専門員から引継ぎを行えるとよい。これらについての意見をいただきたい。

○部会長

自身の担当ケースでも 50 代 60 代の利用者は増えている。介護保険サービスへの切り替わりによって、ヘルパーの雰囲気は障害福祉サービスと介護保険サービスでは異なり、これまで 1 時間利用できていた居宅介護サービスが介護保険の訪問介護サービスでは 45 分しか利用できなくなる為、どのように組み合わせようかといった相談がある。介護保険サービスへの切り替わりの時に相談支援専門員のかかわりがある場合、サービス内容を引き継ぐことで本人にかかる負担は軽減できると考える。

○事務局

65 歳を迎えて第 1 号被保険者となり介護保険サービスへ切り替わるケースもあるが、特定疾病に該当する高次脳機能障害によって 40 歳以上 65 歳未満で、第 2 号被保険者として病院からの退院時に介護保険サービスを導入する場合がとても多い。事故や病気などによって高次脳機能障害となるまでは働いていたまだ現役の若い世代の方であるが、制度上は介護保険サービス適用となる。実際サービスを使おうと思っても、親よりも上の年齢の高齢者の中に入ってサービスを受けていくことに抵抗を強く感じる方や意欲を失ってしまう方が多い。ケアマネージャーは親身になってサービスのコーディネートをしてくれているが、障害福祉サービスを利用することで本人が意欲をもって取り組めるような生活に結び付けることも重要である。しかし、介護保険サービスと障害福祉サービスの導入方法の違いや双方のすり合わせがうまくいかないことで結果的に生活のしづらさといった本人への不利益となってしまうケースがとても多い。双方が互いの情報を理解し合い、連携できる総合的な体制があると本人にあった支援ができるのでないかと思う。これも介護保険と障害福祉サービスの間にある課題だと思う。

○部会長

計画相談の件数は伸びているが、その年齢分布については調査が必要。その結果から、今後の未来予測や方針を打ち出せると思う。児童から成人への移行や介護保険サービスへの移行についての具体的な課題抽出や検討は定例会議での事例検討を通して行っていきたい。障害児相談支援はどうだろうか。

◆委員

【資料第 6 号-2】 2 ページを参照。令和 2 年度の「成果・評価」の通り、区内の相談支援事業所及び相談支援専門員の不足により、障害児の計画作成者数・作成割合は伸び悩んでいる。文京区教育センターの場合、児童発達支援センター及び併設されている放課後等デイサービスの新規利用児数が毎年約 150 人となっており、全ての新規利用児の計画作成をすることができない為、児童発達支援センターの新規利用児の計画作成は対応しつつも、放課後等デイサービスの新規利用児の計画についてはセルフプランの作成をサポートすることで対応している。「次年度における取組等」の通り、令和 3 年度から区内に障害児相談支援事業所が 1 か所開所されたほか、11 月より区の委託による障害児相談支援事業所が開設される予定となっている。

◆委員

区内の放課後等デイサービスの利用児のうち、児童発達支援センターから就学後も利用している児童については計画相談支援を利用している人がほとんどであるが、新規で放課後等デイサービスから利用を開始した児童はセルフプランとなる

ことが多く、計画相談へ繋がりにくい。しかし、将来的なことを考えるとセルフプランよりも計画相談による多角的な視点が入っている方がメリットを感じる。

② 居住支援について

○部会長

【資料第6号-2】13ページを参照。グループホームの拡充を目指してきたが、新規開設には至れなかった。しかし、【資料第6号-2】14ページのグループホーム利用者の実績は増えている。グループホームが増えることは地域移行にもつながるところだと思う。精神の障害であると、3年間の通過型グループホームの訓練はできるが、気軽に挑戦するにはハードルが高いところではある。一方、気軽さでは短期入所の利用があるが、こちらは短い期間の宿泊となることに加え、事業所数も限られている。3か月などの期間を利用できる仕組みがあると、ニーズにも応えやすくなると思う。グループホーム以外の仕組みづくりも課題か。

○副部会長

グループホームが新規開設されないことは、事業者が土地代などの背景から事業の採算性などの観点で参入しづらいという可能性もある。空き物件などの既存建物を利用することも検討されるが、設置基準や消防法などがクリアできずにグループホームとして使用することが難しい場合や総論賛成各論反対で近隣住民の同意が得られない場合があると思われる。郊外では株式会社が参入して採算のとれた運営をしている話があるが、区内では難しいのかもしれない。また、知的障害の方の場合、本人に親や家族と離れて暮らすイメージがない場合も多い。本人が50代などの場合、親は高齢者であり、これまでの生活を継続できなくなった時、本人のタイミングや希望ではないとしても自宅では住み続けることができず、グループホーム入居となる場合も多い。しかし、そのタイミングの時点でグループホームを探してもすでに区内に空きが見つかることはなく、文京区から遠い地域を選択せざるを得ないことがある。他にも、医療的ケアが必要となるとグループホームで暮らし続けられない場合もある。特に身体と知的の障害を複合している場合、設備投資も必要となり、郊外の施設でしか受け入れ先が見つからないというケースもある。

◆委員

利用者の年齢が年々上昇しており、将来を心配している人が増えていることに加えて、コロナ禍によって家族の介護負担も増大している。家から離れた経験があまりないままに年齢を重ねてきた場合、自宅以外での生活に対して恐怖感を持っていることや新しい生活に対しての不安感を持っている方が高齢層の生活介護利用者には多い印象がある。また、短期入所などの新しい体験を積む機会についても、コロナ禍の影響により、受け入れてもらえない場合や家族側が本人を外へ出すことに対しての不安感を持っている場合などがあり、タイミングやめぐり合わせが悪い印象がある。介護保険サービスへの切り替わり時期になっている方の場合、居住の問題は今日明日に迫った問題であり、もう少し早くから考えていればよかったと話す家族もいる。若年層の内から将来について考えていくことも計画相談の役割の一つだと思う。

◆委員

地域の居場所づくりとして空き家や空き店舗を活用する取り組みを文京区社会福祉協議会で行っている。グループホームの場合は前述の通り、総論賛成各論反対の意見が上がることも考えられる。地域のニーズが共有できると良いと思う。

○部会長

文京区内で将来一人暮らしを望んでいる人がどれくらい居るのか、またその年齢層を調べていく必要がある。50代が多ければ10年後に一人暮らしを希望する人が増

えるだろうという予測になると思う。そして、現実可能な目標と照らし合わせていく必要があるだろう。目標人数は達成できているが、実際には区外のグループホームに入居しており、本人が望んでいない暮らしをしている可能性がある。その実情を調査で確認していきたい。

◆委員

障害のある子の親の中で、グループホームを含めた生活に関することは永遠の課題であり、本人達をどのようにして地域に残していくかということは常に親達が抱えている悩みである。国の土地を利用する話が上がった際にも、障害者支援施設の設置を求めたが、高齢者施設や保育園の設置はされるものの障害者のグループホームの設置はされないことになり、親達は歯がゆい思いである。その為、障害種別にとらわれずに目的を一つにして、グループホームが設置されていく方向へ地域全体が向かうように声を上げていくことが必要なことだと思う。

○部会長

地域内にグループホームが設置されていくことで、当事者の方々が自立していくことや文京区に住める環境が整っていくことを部会としても意見を挙げていきたい。

◆委員

グループホームなどを建設するとなると膨大なお金がかかる、資金援助の問題にも発展していく。障害者権利条約で国は、障害者が施設の中ではなく地域の中で生活していく環境を整えていくとっている。地域の賃貸住宅のオーナーや、建設会社、不動産屋などにも発信・協議していくことが必要。また、高齢者や障害者、女性問題、親の会などといった様々な団体と協議していくことが必要だと思う。

○部会長

障害者権利条約はあるものの、実際は障害を理由に契約を断られることがある。グループホームの設立だけでなく、誰しものが賃貸契約できる環境を作っていくことも必要。

◆委員

重度知的障害者の家族からも、親なき後の住まいに関する相談がある。重度知的障害者はグループホームができたとしても支援度が高いため入居が難しかったり、近隣で空きがないため遠方の施設へ入所したりすることがある。施設を作るだけでなく、入居のハードルを下げたり、時代や利用者、家族の意向に沿った柔軟な新しい仕組みを考えたりすることが必要。

○部会長

単に施設を増やすだけでなく、質も含め、今後も検討していきたい。

③ 地域移行に関して

◆委員

(主に精神障害者の地域移行について)

- ・令和元年6月30日現在、116名の文京区民が1年以上の長期入院者となっている。ReMHRAD（リムラッド）では市区町村別に文京区民の入院状況を把握することができる。関心をもってほしい。
- ・国から基盤整備量という考えが示されている。長期入院者のうち、退院可能な数を示すもので、年間10名程の退院を考えていく必要がある。一つの地域移行事業所で実現できる数ではない。

- ・実態意向調査を長期入院者や都外施設入居者へも届けてほしい。帰りたいという声が拾われていない現状を考えていく必要がある。
- ・計画相談、住まい、地域移行の課題は連動している。包括的に検討を重ね、地域福祉推進協議会へ報告し障害者計画へ反映していくことが必要。利用者にとって利益のある計画に繋げていく必要がある。

○部会長

地域移行には住まい、計画相談も必要。本日の検討事項は、繋がっていると実感することができた。

○事務局（主に都外施設からの地域移行について）

- ・【資料第6-2号】22ページ参照。福祉施設入所者の地域生活への移行についての数値目標が低い。
- ・知的障害者の最終的な住まいは入所施設を選択することが多く、終の棲家となっているのが現状。知的障害者の地域移行がクローズアップされることは少ない。
- ・令和2年度文京区障害者（児）実態意向調査では、入所施設外での生活を望む意向が確認できる。施設を退所して家族や親族と生活したい又は独立して生活したいとの意向の方が6%程度いる。
- ・施設入所者は障害支援区分4以上の支援度が高い方々。意思決定支援をどのように行うのが重要。入所施設外での生活を望むニーズはとても大きい。
- ・実態意向調査は、施設職員や家族が回答していることが多く、本人が回答していることが少ない。調査方法によっては入所施設外での生活を希望される方が増えたり、潜在的なニーズがあったりすると予測される。調査の中身を精査し、ニーズに合った支援を検討していく必要がある。

○部会長

施設入所者や長期入院者の意思決定支援の難しさを感じた。施設入所者や長期入院者への実態調査が質を伴っているか確認しながら、今後の調査へ活かせるよう自立支援協議会へ報告していきたい。

○副会長

- ・“愛”の反対は、“無関心”。“無関心”は、姿が見えないことから起こっている。特に施設入所者や長期入院者は見えなくなっていることが多く、“無関心”に行き着いてしまう。
- ・サービス等利用計画は、人生の筋書き。その結果が、都外施設への入所で良いのであろうか。自立支援協議会で何をしなければいけないのか考えていきたい。また、自宅での生活をどのように地域の方々と支えていくかについても考えていきたい。

(5) 令和2年度定例会議開催報告と令和3年度定例会議の運営について 【資料第7号-1~3】

○時間超過のため説明割愛。今後もオンラインで、事例検討等行っていく。

5. その他

○事務局より事務連絡

- ・報酬について
- ・記録作成について
- ・次回開催について 11月頃の開始予定。